

# 介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 財政運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

## 2. 介護保険者に対する財政的インセンティブについて

(1) 保険者機能強化推進交付金については、介護保険制度の財源構成とは別に財源を確保し、都市自治体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した評価方法とすること。

(2) 本来調整交付金は、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものであり、その機能を損なうような措置を講じるべきではなく、保険者機能強化推進交付金の財源に調整交付金を活用することは断じて行うべきでないこと。

## 3. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,400億円は確実に確保すること。

(2) 認知症対応型共同生活介護について、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

## 4. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、住民の自助を基本としながら、地域等での助け合いによる仕組みづくりの推進が必要であることから、住

民主主体の取組意識が根付くよう、関係機関のみならず、広く国民に趣旨の普及啓発を図ること。

また、在宅医療・介護連携体制整備の充実を図るため、市町村間、各種医療機関、介護事業所間等の多職種連携強化に向けた財政措置や支援策を講じること。

(2) 地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員等の必要な人員の確保について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(3) 地域支援事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

1) 高齢者の自立支援や重度化防止の取組が推進されるよう、地域支援事業に位置付けられた介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、自治体の財政や事務の負担が増大することのないよう、国の責任において確実な措置を講じること。

また、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業について、地域の実情に応じた支援措置を講じること。

2) 地域支援事業の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。

3) 地域支援事業の家族介護継続支援事業の対象事業の拡大を図るとともに、介護用品の支給に係る事業を継続すること。

## 5. 制度の見直しについて

(1) 将来を見据えて保険料水準の上昇を極力抑制するため、給付と負担のバランス、国と地方の負担のあり方等について検討するとともに、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

(2) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。

また、準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

## 6. 介護サービスの基盤整備等について

(1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

- (2) 現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。
- (3) 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。また、事業が円滑に実施されるよう、交付スケジュールを見直すこと。

## 7. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定のあり方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 特別徴収された介護保険料について、被保険者を扶養する親族の社会保険料控除の対象とすること。
- (3) 介護保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

## 8. 介護報酬等について

介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、簡素、明快な報酬体系を構築すること。特に、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

## 9. 大規模自然災害の被災者に対する支援について

大規模自然災害の被災地における被災者の命と健康を守るとともに経済的な負担を軽減するため、介護保険における一部負担金等の免除措置について財政措置を講じること。

## 10. 東日本大震災関係について

介護保険の一部負担金等免除措置について、震災の影響により保険財政の逼迫を

招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、全額財政支援措置を講じる  
こと。

#### 11. その他

- (1) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、第  
1号被保険者の保険料で充当する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措  
置を講じること。
- (2) 住宅改修費の助成について、地域の特性に応じた設定とすること。
- (3) 医療療養病床から介護医療院への転換については、総量規制外となるため、介  
護保険財政を圧迫し、保険料の上昇等を招く恐れがあることから、十分かつ確実  
な財政措置を講じること。
- (4) 認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求に対し支援制度を創設するこ  
と。
- (5) 居宅介護支援事業所における管理者の要件については主任介護支援専門員と定  
め、一定の経過措置期間として2021年3月31日までとしているが、経過措置期  
間を6年以上とすること。
- (6) 住民税基礎控除等の税制改正に伴う介護保険への影響については、新たな地方  
の負担増を招かないよう、財政支援の拡充等を図ること。